## 新設分割に係る事後備置書類

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に規定する事後備置書類)

2023 年 8 月 1 日 アセンテック株式会社 株式会社ブレイクアウト

## 新設分割に関する事後開示事項

東京都千代田区神田練塀町3番地 アセンテック株式会社 代表取締役社長 松浦 崇

東京都千代田区神田練塀町3番地 株式会社ブレイクアウト 代表取締役社長 佐藤 直浩

アセンテック株式会社(以下「分割会社」といいます。)は、2023年7月12日開催の取締役会において承認された新設分割計画書に基づき、2023年8月1日をもって、株式会社ブレイクアウト(以下「新設会社」といいます。)を新たに設立し、「Resalio Lynx」及び「ブレイクアウト」関連事業(分割会社のセグメントにてITインフラ事業に含まれる事業)(以下「本件事業」といいます。)を承継させる新設分割を行いました(以下「本件分割」といいます。)ので、本件分割に関する事項について、下記のとおりご報告申し上げます。

- 1. 本件分割が効力を生じた日 2023 年 8 月 1 日
- 2. 当社における法定手続きの経過
- (1) 新設分割の差止請求手続(会社法第805条の2) 本件分割は会社法805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法805条の2但書に 定める場合に該当するため、差止請求をすることができる株主はおりません。
- (2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第806条) 本件分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第806条の適用 がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。
- (3) 新株予約権買取請求手続(会社法第808条) 分割会社には、会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権がなく、同条同項 に定める新株予約権者がおりませんので、同条に基づく手続は実施しておりません。

## (4) 債権者保護手続(会社法第810条)

分割会社は、新設会社が承継する債務及び義務について弁済・履行の責を免れることなく、重畳的に債務及び義務を負うため、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者が存在しないので、会社法第810条の規定による手続は実施しておりません。

- 3. 本件分割により新設会社が承継した重要な権利義務に関する事項 新設会社は、新設分割計画書の定めるところにより、分割会社より、分割期日である 2023 年 8 月 1 日をもって、本件事業に属する資産、債務、雇用契約、契約上の地位そ の他の権利義務を承継いたしました。
- 4. その他新設分割に関する重要な事項 該当事項はありません。

以 上